

国民健康保険税の減免手続の流れ

◎減免手続の流れ

- 減免要件の確認を行う（主たる生計維持者が世帯主でない場合は別途手続あり）
↓
※必要に応じて保険年金課にお問い合わせください。
- 減免事由に応じて提出書類をそろえる（記入もれ・書類添付を必ず確認）
↓
※必要に応じて保険年金課にお問い合わせください。
- 国民健康保険税納税通知書（6月中旬発送予定）を受け取り、税額を確認
↓
- 国民健康保険税の減免申請書を提出する

◎提出書類 ※提出前に□にチェックを入れて用意忘れがないか確認してください。

減免事由（１）主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯

- 佐賀市国民健康保険税減免申請書
- 医師の死亡診断書（死亡の場合）、医師の診断書（重篤な傷病を負った場合）

減免事由（２）主たる生計維持者の収入が前年と比べ一定以上減少する見込みの世帯

- 佐賀市国民健康保険税減免申請書
- 調査票[別紙]
- 収入減少の理由がわかる書類
（事業主の証明書、収入減少に関する申出書[別紙]など）
- 事業廃止や失業の場合は、廃業届や事業主の証明書など
- 前年中の収入額や所得額がわかる書類（確定申告書の写し、源泉徴収票の写し）
- 本年中収入見込額申告書[別紙]
- 本年中の収入・収入見込額が確認できる書類（帳簿、給与証明書など）
- 国や自治体から給付金を受け取った場合は、その内訳のわかる書類
- 保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は、保険契約書など

◎お問い合わせ先・提出先

佐賀市役所 保険年金課 資格賦課係

電話 0952-40-7272

【郵送の場合】

〒840-8501

佐賀市 栄町1番1号

佐賀市役所 保険年金課 資格賦課係（減免申請書在中）

※提出書類の控えは必ずとっておいてください。

※差出人の連絡先等を必ず記入してください。

※不備があった場合、追加書類をお願いしたり、再申請をお願いする場合があります。

